

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第80号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表3備考以外の部分中

「		小畑川中央公園テニスコ ート		300
		」		

を

「		小畑川中央公園テニスコ ート		300
		下鳥羽公園球技場		300
」				

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(施行日前の使用料の徴収)

2 この規則の施行の前日に下鳥羽公園球技場の夜間照明設備の使用の許可を受けた

者に対しても、この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則別表3に掲げる使用料を徴収することができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)